

各 位

鳥取県西部広域行政管理組合総務課

入札説明書

組合が行う建設工事の参加希望型指名競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則（平成8年度規則第6号）及び鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年規則第3号）を承諾のうえ参加してください。

記

参加希望型指名競争入札に付する工事	工事名	リサイクルプラザ各機器油脂類交換工事					
	工事場所	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地 リサイクルプラザ	工 期	契 約 日 か ら 令和4年12月23日まで			
契約条項を示す場所	鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課(米子市淀江町西原1129番地1)						
担 当 課	事務局施設管理課						
入札保証金に関する事項	入札保証金	免 除					
現 場 説 明 会	な し						
開札の日時及び場所	日 時	令和4年8月2日 午前9時 開札					
	場 所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1 米子市淀江支所2階 第2会議室					
契約保証に関する事項	<p>請負代金の額が130万円を超える工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 銀行若しくは管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) 公共工事履行保証証券による保証 (5) 履行保証保険契約の締結 						
前 払 金	有	40%以内					
部 分 払	有	(組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則による)					
入札に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めことがある。 2. 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。 3. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び鳥取県西部広域行政管理組合郵便入札実施要領第4条に定める入札は無効とする。 4. 入札者は、到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。 5. 入札者は、入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。 6. 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場所において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。 7. 本件工事は、予定価格の2/3（ただし、8/10を下回る場合は、8/10とする。）以上で最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 8. 入札書に工事費内訳書が同封されていない場合は、無効とする。 9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格（円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 10. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 11. 入札回数は、1回とする。 						
その他の注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領第9条第1項に定める経営内容等が健全な申込者は、不指名とすることがある。また、同条第2項に定める同一入札における資本的、人的関係にある複数の申込者のうち1者のみを指名し、他の者を不指名とすることがある。 2. 申込時に届けのあった配置予定技術者は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。 3. 工事現場に配置する技術者等（主任技術者、監理技術者及び現場代理人をいう。）は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。）が、申込日までに3ヶ月以上ある者に限るものとする。 						
施工に関する注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事設計図書 別紙のとおり 2. 本工事の施工にあたっては、鳥取県制定「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「公共建築工事標準仕様書」又はその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。 						
組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則第14条の規定により公にする予定価格				4,866,400円（税込み）			
最低制限価格	(直接工事費+共通仮設費+現場管理費の8/10+一般管理費の5.5/10) × 1.1						

工事設計書

令和4年度一般会計	款	4.衛生費	項	2.清掃費	目	1.不燃物処理費	節	14.工事請負費
令和4年7月日提出	局長	課長	担当 課長補佐	審査	設計			

工事名	リサイクルプラザ各機器油脂類交換工事		
工事場所	西伯郡伯耆町口別所630番地	リサイクルプラザ	工期

設計金額

細 節	円	内訳		備考
		令和 年度	令和 年度	
工事価格				
消費税及び地方消費税の額				
計				

説明	内容
本工事は、リサイクルプラザ各機器の油脂類の交換を行うものである。	機械設備
施工については、原則としてリサイクルプラザの休所日及び、リサイクルプラザの稼動に影響を与えない日を予定するが、監督職員との協議のうえ決定する。	1. 各機器油脂類交換 1式 ・各機器ギヤ油交換 ・各機器作動油等交換

工事費内訳書

種別	細別	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
直接工事費						
I. 各機器油脂類交換		1	式			第1号明細書による
II. 廃材処理費		1	式			第2号明細書による
(直接工事費計)						
率による共通仮設費		1	式			
(純工事費)						直接工事費+共通仮設費
率による現場管理費		1	式			
(工事原価)						純工事費+現場管理費
一般管理費等		1	式			
(工事価格)						工事原価+一般管理費等

第1号明細書

I. 各機器油脂類交換

種別	細別	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
I. 各機器油脂類交換						
1. 各機器ギヤ油交換		1	式			明細 1－1
2. 各機器作動油等交換		1	式			明細 1－2
(合計)						

第2号明細書

II. 廃材処理費

種別	細別	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
II. 廃材処理費						
廃油処理		4,850	リットル			
(合計)						

明細 1-1

1. 各機器ギヤ油交換

一式

種別	規格・仕様	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
(材料費)						
ギヤ油	ISOVG150	200	リットル			
(計)						
(労務費)						
一般労務費		1	式			
(計)						
(合計)						

明細 1 - 2

2. 各機器作動油等交換

一式

種別	規格・仕様	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
(材料費)						
作動油	ISOVG32	1,400	リットル			
作動油	ISOVG46	1,000	リットル			
作動油	ISOVG68	2,250	リットル			
油圧ユニット 各マンホールパッキン	NBR、3t加工品	1	式			
【粗大ごみ前処理破碎機】						
サクションフィルタ (一軸、プロッシャ)	STU-20B-150W-U 24F	2	個			
サクションフィルタ (二軸)	STU-24B-150W-U 24F	1	個			
リターンフィルタ (一軸、二軸)	FRs08-10P 08T-Lx	1	個			
リターンフィルタ (プロッシャ)	FRs16-10P 16F-K	1	個			
【回転式破碎機】						
サクションフィルタ	FSs24-100S 24F-Lx-6	1	個			
(計)						

種別	規格・仕様	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
(労務費)						
一般労務費		1	式			
(計)						
(合計)						

工事共通仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合
施設管理課

版数	適用日	改定履歴
第1版	H23.4	初版
第2版	H30.5	全般改訂、提出書類の規定
第3版	R3.4	表紙の課名等変更、工事提出書類一覧表の一部変更。

1 一般事項

(1) 適用

- ア 本共通仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合が発注する廃棄物処理施設の機械設備補修工事、電気設備補修工事に適用する。
- イ 本共通仕様書及び別紙特記仕様書に規定する事項は、監督職員と請負者等が協議し決定した場合を除き、請負者の責任において履行すること。
- ウ すべての「設計図書」は、相互に補完するものとする。ただし、「設計図書」などで相互に相違のある場合は、請負者等は、監督職員と協議しなければならない。

(2) 用語の定義

- ア 「監督職員」とは、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に規定する監督員をいう。
- イ 「請負者等」とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- ウ 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- エ 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、請負者等に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と請負者等の両者が指示内容等を確認するものとする。
- オ 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- カ 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、請負者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、請負者等により提出された資料に基づき、監督職員が「設計図書」との適否を判断することをいう。
- キ 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- ク 「特記」とは、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的 requirement を定める図書をいう。
「設計図書」に基づき監督職員が請負者等に指示した書面及び請負者等が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- ケ 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- コ 「施工図等」とは、施工図、製作図、機器製作仕様書その他これらに類するものをいう。
- サ 「工事関係図書」とは、施工計画書、施工体制台帳、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- シ 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により行われる作業のことをいう。
- ス 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、請負者等が施工上の措置を判断すべき場合においては、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- セ 「原則として」とは、これに続く事項について、請負者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書き」

のある場合は、他の手段によることができることをいう。

ソ 「現場着工」とは、工事に使用する建設機械器具、工事材料を初めて現場に搬入した日をいう。

タ 「工事材料」とは、工事に使用する材料で、「設計図書」に品質規格を明記したものをいう。

チ 「建設機械器具」とは、施工に使用する機械類のことをいう。

(3) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手續等を遅滞なく行う。

(4) 疑義に対する協議等

「設計図書」に定められた内容に疑義を生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、「設計図書」によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議すること。

(5) 軽微な変更

「設計図書」に明示なき事項であっても、施工上当然必要なものは、監督職員に報告し、請負者の責任において適切に対処するものとする。

(6) S I 単位

国際単位系であるS I 単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(7) 建設副産物の処理等

建設副産物の処理は次による。

ア 建設副産物のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。

引渡しを要すると指定されたものは、指示された場所に整理の上、調書を作成して監督職員に提出する。

イ 上記以外のものは工事現場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令によるほか、建築副産物適正処理推進事項(平成5年1月12日付建設事務次官通達)に基づき適正に処理し、第三者に損害を与えることのないようにする。

産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を発行する。なお、処理後は、電子マニフェスト若しくはマニフェストD票及びE票の写しを監督職員に提出すること。

(8) 関係法令の遵守

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

2 工事関係図書

(1) 施工計画書

ア 工事の契約後1ヵ月以内に、工事目的物を完成するための工程、必要な手順や工法等について「施工計画書」を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。

イ 請負者等は、「施工計画書」を遵守し工事の施工に当たらなければなら

ない。

ウ 「施工計画書」に記載する内容は次の通りとし、工事における施工の具体的な計画を定めること。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記することとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(ア) 工事概要

工事の目的などの概要を記載すること。

(イ) 計画工程表

明細別の詳細な工程を記載する。計画のSカーブも記載すること。
別途計画工程表を監督職員に提出し承諾を受けた場合は省略するこ
とができる。

(ウ) 施工体制

(エ) 施工要領

明細別の施工要領を記載すること。(「施工図等」も添付)

(オ) 工事材料

工事に使用する主要材料を記載すること。

(カ) 建設機械器具

工事に使用する機械類を記載すること。(特殊車両も含む)

(キ) 施工管理計画

工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等を記載すること。

(ク) 仮設計画

現場の養生、機材置場・搬入経路、現場事務所の設置、現場作業環
境の整備等について記載すること。

(ケ) 安全管理計画

安全管理組織、安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を記載する
こと。

(コ) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理についての計画

エ 変更施工計画書

請負者等は、「施工計画書」の内容を変更する必要が生じた場合は、監
督職員と協議した後、「変更施工計画書」を監督職員に提出し承諾を受け
なければならない。

(2) 施工体制台帳

ア 請負者等は、工事を施工するため下請契約を締結するときは、その金額
にかかわらず「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備えるとともに、そ
の写しを監督職員に提出すること。

イ 請負者等は、各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を
作成し、工事関係者の見やすい場所及び必要に応じて公衆が見やすい場
所に掲げるとともに、監督職員に提出すること。

(3) 施工図等

現場着工に先立ち、「施工図等」を作成し、監督職員の承諾を受けること。
ただし、あらかじめ「施工計画書」にて「施工図等」を提出している場合はこ
の限りではない。

(4) 工事材料使用届

J I S等の表示許可を受けた工事材料を使用する場合は、「工事材料使用届」
を監督員に提出しなければならない。

(5) 工事材料使用承諾願

J I S 等の表示許可を受けていない工事材料を使用する場合は、「工事材料使用承諾願」を監督員に提出し承諾を受けなければならない。「工事材料使用承諾願」には、部品図、仕様書等により工事材料の詳細が明記されていること。

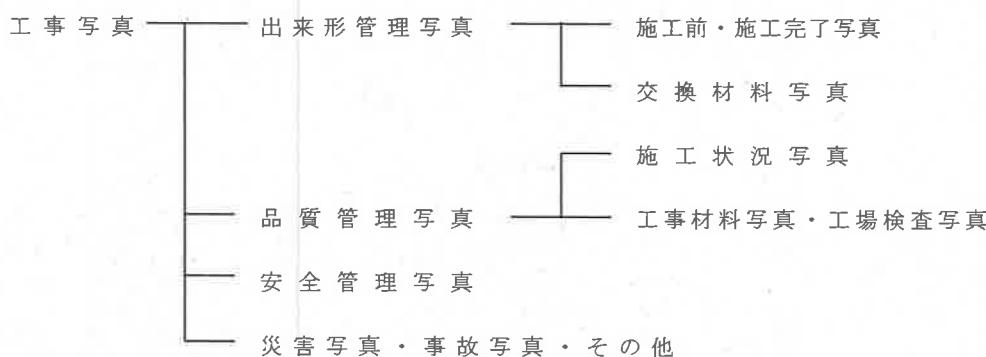
(6) 工事記録

- ア 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- イ 工事記録については特記によるほか、監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- ウ 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- エ 試運転記録を作成し、施工前と比較が出来るよう整備する。
- オ 隨時、施工の記録、工事写真等を整備する。特に工事の施工によって隠蔽される等、後日の目視による検査が不可能又は容易ではない部分については、特に注意すること。

(7) 工事写真

ア 工事写真の分類

工事写真是次のように分類し、整備すること。



イ 撮影頻度

工事写真的撮影頻度は、原則として施工前、施工状況（代表箇所及び各施工の詳細）、施工完了とし、必要に応じて交換材料の新旧比較等を撮影する。

ウ 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の事項を記載した小黒板等を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- (ア) 工事名
- (イ) 工事種別または工事材料
- (ウ) 位置（部位）及び作業内容
- (エ) 設計寸法及び実測寸法（必要に応じて）
- (オ) 略図（必要に応じて）

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、工事写真帳に必要事項を記入する。監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

エ 写真の色彩

写真是カラーとする。

オ 写真の大きさ

写真の大きさは、L版サイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するも

のは、その指示した大きさとする。

カ 工事写真帳の大きさ

工事写真帳はA4版とする。

キ 留意事項等

(ア) 写真区分、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(イ) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(ウ) 撮影箇所が分かりにくい場合は、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。

(エ) 施工前、施工完了写真は、同一方向から撮影する。

(8) 休日作業届

休日に工事を行う場合は、「休日作業届」を監督職員に提出すること。

3 工事現場管理

(1) 施工管理等

ア 請負者等は、「設計図書」に適合する工事目的を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行うこと。

イ 工事施工に携わる下請負人に、「工事関係図書」及び監督職員の指示の内容を周知徹底すること。

ウ 施工前・施工中は、監督職員と十分な協議を行い、「設計図書」に適合する工事目的物を完成させなければならない。

(2) 施工中の安全確保及び環境保全

ア 建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他の関係法令等に従うとともに、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、常に工事の安全及び建設副産物の適正な処理に留意して、工事施工に伴う災害・事故防止及び環境の保全に努める。

イ 施工において、作業上足場が必要な場合は、労働安全衛生法に基づく作業足場を設置すること。施工中、物体が落下又は飛来して作業者に危険を及ぼすおそれのある場合は、作業者に保護具を着用させ、防止網、シート、バリケードの設置等、危険防止及び建物機器の損傷防止のための措置を行うこと。

ウ 火気の使用、溶接作業等については、使用場所、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。施工の際は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。また、施工後は残火確認を行うこと。

(3) 品質管理

請負者等は、「設計図書」で要求された品質を満たすために、工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体化すること。

ア 2(1)「施工計画書」(キ)による品質管理に基づき、適切な時期に必要な管理を行う。

イ 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(4) 養生

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しな

いよう適切な養生を行うこと。

(5) 後片付け

1日の作業終了後は、施工部分及びその周辺の後片付け及び清掃を行うこと。

4 工事材料

(1) 工事材料の品質等

ア 工事材料は、「設計図書」に定める品質及び性能を有する新品とする。

イ 工事材料が、「設計図書」に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出すること。ただし、JISマーク、JASマーク及び厚生省令第14号(平成9年3月19日)に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合、並びにあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。

(2) 工事材料の搬入・検査

工事材料の搬入ごとに「使用材料搬入報告書」を監督職員に提出し、監督職員の検査を受けること。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(3) 工事材料の試験

試験は次の工事材料について行う。ただし、製造者において性能等を証明するものが整備されている場合は、それをもって試験に代えることができる。

ア 特記に指定された工事材料。

イ 試験によらなければ、「設計図書」に定められた条件に適合することが証明できない工事材料。

(4) 工事材料の保管

搬入する工事材料は、工事に使用するまで変質等がないよう保管すること。

(5) 支給材料

支給材料の有無は、「設計図書」に定める。

5 施工

(1) 施工

施工は「設計図書」並びに、「施工計画書」及び「施工図等」に従って行うこと。

(2) 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員により指示された場合は、その施工が「設計図書」に適合することを確認する。また、適時、監督職員に報告すること。

(3) 作業員名簿の提出

現場着工前に作業員名簿を提出すること。また、資格を必要とする作業は、必ず資格取得者が行わなければならない。資格取得者は、資格証等を常に携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示が出来ること。また、現場着工前にあらかじめ資格を証明できる書類を提出すること。

(4) 施工の検査等

「設計図書」に定められた場合、一工程の施工を完了したとき及び監督職員により指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受けること。

(5) 施工の立会い等

次の場合は監督職員の立会いを受けること。ただし、これによることが困

難な場合は、別に指示を受けること。

- ア 「設計図書」に定められている場合
- イ 主要材料を設置する場合
- ウ 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- エ 総合試運転を行う場合
- オ 監督職員が特に指示する場合
- カ 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時については監督職員の指示を受けること。

(6) 施工における留意事項

- ア 施工前には、電源が遮断されていることを必ず確認し、電源投入禁止等の表示札を取り付けること。
- イ 工事を行う機器やその部位には、塵埃、高温及び強磁力が発生する箇所があるため、施工の際には、それらの取扱いに十分注意し、必ず機器毎の取扱説明書等に準じて行うこと。
- ウ 施工に伴う作業や工事材料の使用については、必ずその取扱いに必要な知識を有する者が行うこと。
- エ 施工に当たり、機器、ダクト及びシート等の内部への立入り、工作機器等の使用の際は、必要な防護具を着用すること。
- オ 施工に必要な照明器具及び工具類は、請負者の責任において準備すること。

6 工事の検査

工事の検査は、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求にかかる出来形部分等の確認及び部分引き渡しの指定部分にかかる工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う。

- (1) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、下記に示す用件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - ア 「設計図書」に示す全ての工事が完了していること。
 - イ 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - ウ 「設計図書」に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求にかかる出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分にかかる工事について、6 (1) のイ及びウの要件を満たすものとする。
- (3) 契約書に規定する部分引き渡しの指定部分にかかる工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分にかかる工事について、6 (1) のアからウの要件を満たすものとする。
- (4) 通知又は請求に基づく工事の検査は、発注者から通知された検査日に検査を受けることとする。

7 完成図書

- (1) 工事が完成したときは、報告書及び必要であれば保全に関する資料等を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 保全に関する資料は、次による。

- ア 各設備の機能が十分發揮しうるよう主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したもの。
- イ 各機器の仕様書、各種試験・試運転試験結果等を記載したもの。
- ウ 機器図面及び施工図。

8 事故処理

- (1) 工事に起因した設備の損傷は、直ちに監督職員に報告するとともに、請負者の責任において対処しなければならない。
- (2) 事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告すること。

9 火災保険等

- (1) 火災保険等への加入は特記による。
- (2) 火災保険等の目的物は、工事目的物及び工事材料（支給品を含む）とする。
- (3) 加入期間は、現場着工の日までに加入し、工期の末日から1ヶ月後までとする。

10 提出書類

- (1) 提出書類の種類、時期、部数については、別表1の「工事提出書類一覧表」により、遅滞なく作成し監督職員に提出すること。
- (2) その他の書類については監督職員と協議し、必要と認められる書類について提出すること。

11 その他注意事項

- (1) 施工対象機器の部品仕様及び施工方法等は、製造メーカーと協議し機器の性能を損なわないよう、十分に配慮すること。
- (2) 工事は特記による。特記に記載が無い事項は、「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領点検補修工事共通仕様書 共通工事」に準ずる。

別表1 工事提出書類一覧表

種類	書類名	提出部数	提出時期	備考
契約関係	工程表	2	契約日から7日以内	契約書 第3条 大まかな予定。
	請負代金内訳書	2	契約日から7日以内	契約書 第3条
	現場代理人選任通知	2	工事着手まで	契約書 第10条
	主任技術者選任(変更)通知書	2	工事着手まで	契約書 第10条 下請けに4000万円以上の工事をさせる場合は、監理技術者。 監理技術者の場合は資格の写しを添付。
	主任技術者等経歴書			
	火災保険等証書(写し)	1		契約書 第50条 加入は特記による。(保証期間は工期+1ヶ月)
現場施工前	施工計画書 変更施工計画書	2	工事着手から1ヶ月以内 変更追加はその都度	仕様書 2 (1)
	施工体制台帳(写し)	2	工事着手から1ヶ月以内	仕様書 2 (2) 下請契約を行う場合。
	再下請負通知書(写し)	2	工事着手から1ヶ月以内	二次以上の下請契約を行う場合。
	施工体系図	2	工事着手から1ヶ月以内	仕様書 2 (2)
	工事材料使用届	2	監督員の指示日まで	仕様書 2 (4) JIS等規格表示品。
	工事材料使用承諾願	2	監督員の指示日まで	仕様書 2 (5) JIS等規格外 機器仕様が分かるものを添付。
	施工図等	2	その都度	仕様書 2 (3) 機器設計製作図面の承諾申請書 施工設計図 機器製作時 各種計算書、フローシート、全体平面図等 機器基礎図、基礎設計書、配管施工図、塗装仕様書等
	支給品受領書	2	受領日から7日以内	仕様書 4 (5)
	官公署その他の届出書	2	その都度	仕様書 1 (3)
	作業員名簿	2	工事着工まで	仕様書 5 (3) 労働安全衛生法施行令第6条に規定する作業がある場合は、当該作業の作業主任者を明示すること。
	建設業退職金共済制度に係る書類 ・建設業退職金共済制度の掛金収納書 ・建設業退職金共済契約者証 ・不提出理由書	2	工事着工まで	現場説明書 8
現場施工中	使用材料搬入報告書	2	材料の搬入日まで	仕様書 4 (2) 搬入No.を記入。
	使用材料搬入報告書検査写真	2	搬入日から5日以内	
	工程管理表	2	毎月の10日まで	仕様書 3 (1) S字グラフ付き
	工事週報	2	週1回	仕様書 3 (1) 各種出来事を記載。材料搬入時は、搬入No.も記載
	工事に関する 承諾・協議 書	2	協議日から5日以内	契約書 第9条 受注者発議用
	工事に関する 提出・報告 書	2	その都度	契約書 第9条
	工事打合せ簿	2	打合せ日から5日以内	契約書 第9条
	建設副産物 発生報告書	2	施工完了後	仕様書 1 (7)
	休日作業届	2	休日作業の5日前まで	仕様書 2 (8)
完成時	事故発生報告書	2	発生日から2日以内	仕様書 8
	工事完成通知書	1	工事完成時	契約書 第31条 完成写真(ダイジェスト版(施工前・施工中・施工後))添付
	請求書	1	検査完了時	契約書 第32条
	完成図書(下記は参考)	1	工事完成時	仕様書 7 基準値と測定結果を対比 試験状況確認写真も合わせて 社内検査状況 安全訓練月当たり半日(240分)以上、新規入場者教育、KY日誌等 産業廃棄物契約書、調書、マニフェスト(写しD,E)及び電子マニフェスト 出来形写真、施工・品質管理等 証紙の受払いが分かるもの 届出を行った場合 完成図、機器完成図、保証書(写し)、取扱説明書等
	施工管理記録(出来形管理) 各種試験成績表書 社内検査報告書 安全管理 建設副産物処理報告 工事写真 建設業退職金共済制度に係る書類 官庁各種届出書 保全に関する資料			
	完成図(建築)	—	特記による	2つ折り製本(A1又はA3)
	工事出来形部分等確認願	2	部分払いを行うとき	契約書 第37条
	請求書(部分払)	1	部分検査の完了時	契約書 第37条
	工期延長願	2	工期終了の15日前まで	契約書 第21条
その他				

工事特記仕様書

1 工事名 リサイクルプラザ各機器油脂類交換工事

2 工事場所 西伯郡伯耆町口別所630番地 リサイクルプラザ

3 工期 契約締結日 から 令和4年12月23日 まで

4 総則

本特記仕様書は、リサイクルプラザ各機器油脂類交換工事の施工に適用する。その他、本特記仕様書にて定めるものの他は全て、設計図書、鳥取県西部広域行政管理組合工事共通仕様書（以下共通仕様書）に準拠し、設計図書及び、共通仕様書に記載されていない事項については全て、監督職員との協議によるものとする。

5 火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害をてん補するため、火災保険等に加入すること。

6 施工日等

工事の施工に当たっては、リサイクルプラザの稼動に影響を与えない日又はリサイクルプラザの休所日に実施すること。

7 部分使用

本工事は、稼働中の機器を対象とした交換工事であるため、引渡し前に部分使用を行う予定としている。

8 工事項目

本工事の工事項目は下記による。

8-1 交換対象機器

リサイクルプラザ内各機器（別紙のとおり）

8-2 交換部品等

設計書及び図面による。

8-3 工事内容

（1）現地調査、施工計画

- 1) 工事日程は、リサイクルプラザの稼働に影響を与えないように調整すること。
- 2) 施工方法等は、現地調査を行い計画すること。

(2) 機材運搬、工事等

- 1) 施工に必要な現状確認及び準備。
- 2) 施工前には必要な仮設機材の設置、付着物等の清掃を行い、施工環境を整えること。
- 3) 各機器のギヤ油及び作動油等の交換。
- 4) 試運転による油量、油漏れ等の確認。

(3) 工事完了書類の作成

9 廃棄物の処理

施工により発生した廃棄物の処理に当たっては、関係法令を遵守すること。

別紙

各機器減速機ギヤ油交換数量表

単位：リットル

No.	機器名称	給油箇所	数量	備考
1	資源ごみ受入コンベヤ	減速機	5.5	
2	資源ごみ供給コンベヤ	減速機	8.5	
3	不燃ごみ受入コンベヤ	減速機	5.0	
4	不燃ごみ処理不適物選別装置	減速機	2.0	
5	不燃ごみ供給コンベヤ	減速機	2.5	
6	粗大ごみ受入コンベヤ	減速機	8.0	
7	粗大ごみ処理不適物選別装置	減速機	2.5	
8	No. 1 粗破碎コンベヤ	減速機	10.0	
9	No. 2 粗破碎コンベヤ	減速機	3.5	
10	No. 1 破碎物コンベヤ	減速機	1.0	
11	No. 2 破碎物コンベヤ	減速機	1.0	
12	磁選残物コンベヤ	減速機	1.0	
13	粒度選別機	減速機	1.5	
14	銅選別コンベヤ	減速機	1.5	
15	ごみクレーン（1）	巻上減速機	65.0	
16	ごみクレーン（2）	巻上減速機	65.0	
	合計		183.5	
	改め		200.0	

各機器作動油等交換数量表

No.	部品名称	規格・仕様	数量	単位
1	作動油	ISOVG32	1,400	リットル
2	作動油	ISOVG46	1,000	リットル
3	作動油	ISOVG68	2,250	リットル
4	油圧ユニット 各マンホールパッキン	NBR、3t 加工品	1	式
	粗大ごみ前処理破碎機			
5	サクションフィルタ (一軸) (フッシャ)	大生工業製 STU-20B-150W-U 24F	2	個
6	サクションフィルタ (二軸)	大生工業製 STU-24B-150W-U 24F	1	個
7	リターンフィルタ (一軸、二軸)	増田製作所製 FRs08-10P 08T-Lx	1	個
8	リターンフィルタ (フッシャ)	増田製作所製 FRs16-10P 16F-K	1	個
	回転式破碎機			
9	サクションフィルタ	増田製作所製 FSs24-100S 24F-Lx-6	1	個

油圧ユニット 作動油交換数量表内訳

No.	機器名称	作動油種	数量(ℓ)	備考
1	アルミ用金属圧縮機	ISOVG32	300	
2	鉄用金属圧縮機	ISOVG32	300	
3	貯留バンカ	ISOVG32	300	
4	ゴミ投入扉	ISOVG32	250	
5	ペットボトル減容梱包機	ISOVG32	250	
	ISOVG32 合計		1,400	
6	回転式破碎機	ISOVG46	1,000	フィルタ交換
	ISOVG46 合計		1,000	
7	不燃ごみ前処理破碎機	ISOVG68	450	
8	粗大ごみ前処理破碎機	ISOVG68	1800	フィルタ交換
	ISOVG68 合計		2,250	

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

2 感染拡大防止に向けた取組

（1）現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行厳重警戒地域（IV）、感染流行警戒地域（III）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の7日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（II）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

（2）県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

（3）工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※ 契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メー

ルによる送付が困難な場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。

② 受発注者間の打合せ

- ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。
- イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
 - ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
 - ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
 - ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の対応について

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）

（1）対象者

発注者：監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接触者、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

（2）用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。

陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

接触者：PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から遡って一週間以内に会話をした者

感染の疑いがある者：濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者

（3）感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合

別紙2「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

（4）注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）は最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とする。

ただし、道路の除雪業務に従事する者は社会機能維持者として、下記をすべて満たす場合に限り、受注者判断により濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）の短縮を行うことができる。

①当該濃厚接触者が無症状であること

②最終曝露日から5日目にPCR検査若しくは抗原定量検査、又は4日目と5日目に抗原定性検査を行い、陰性を確認

③待機解除後に業務従事する際は、感染対策を徹底し、10日目までは当該業務以外の不要不急の外出は極力控え、公共交通機関の利用を避けること。

※待機期間短縮に係る詳細については、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間等について」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/302385.htm>)を参照すること。

ウ 接触者について

接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。

パーテーションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明した日から遡って一週間以内に陽性者と会話をした者は接触者となる。

接触者はPCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機（在宅勤務）とする。

- エ (3) アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について
工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。
特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。
- オ (3) イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について
現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1) 工事等の書類の提出

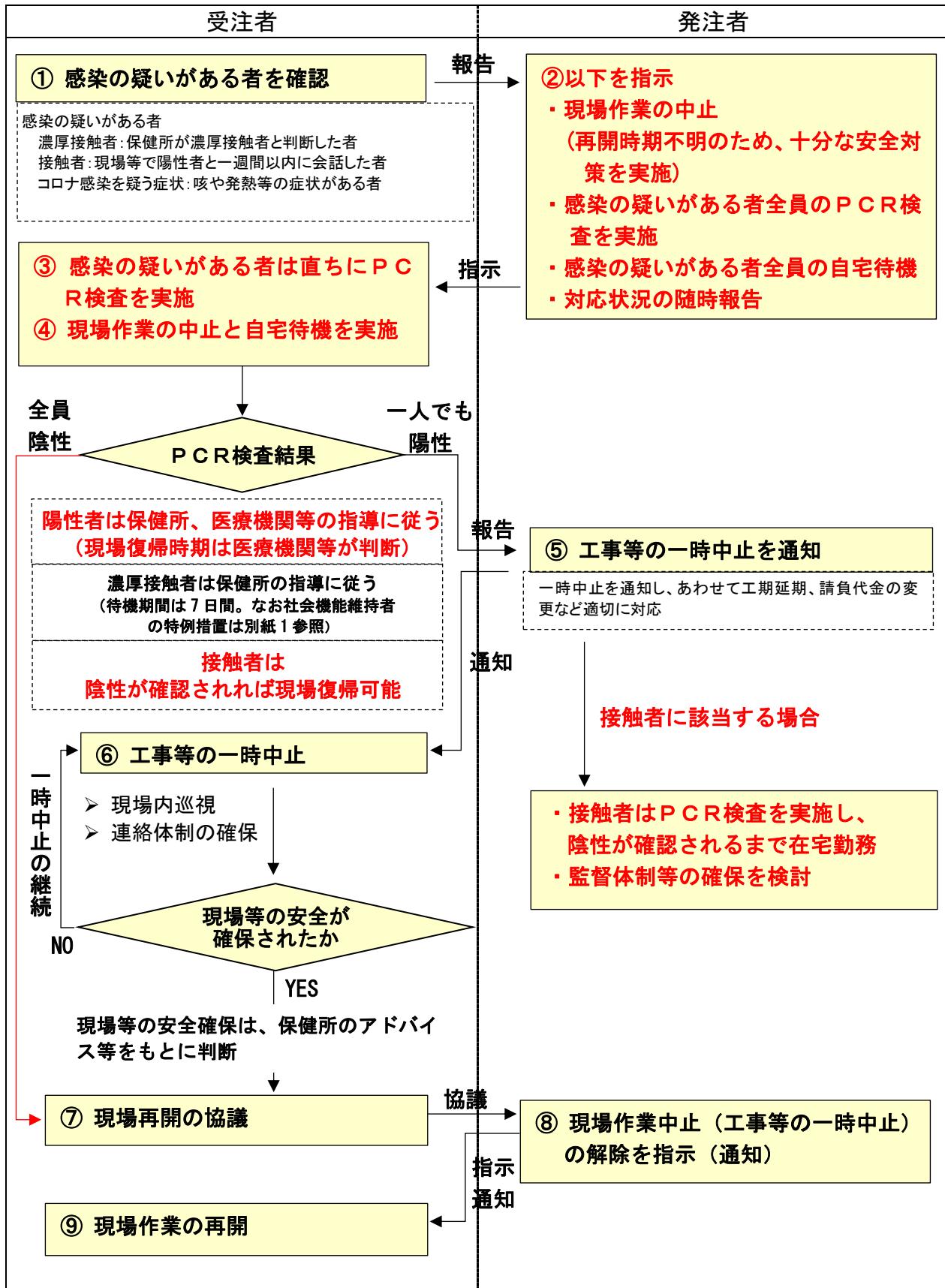
- ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。
※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願
イ 押印書類は押印後にスキャンし、P D Fに電子化したうえで電子メールにより送付する。
受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。
ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2) 受発注者間の打合せ

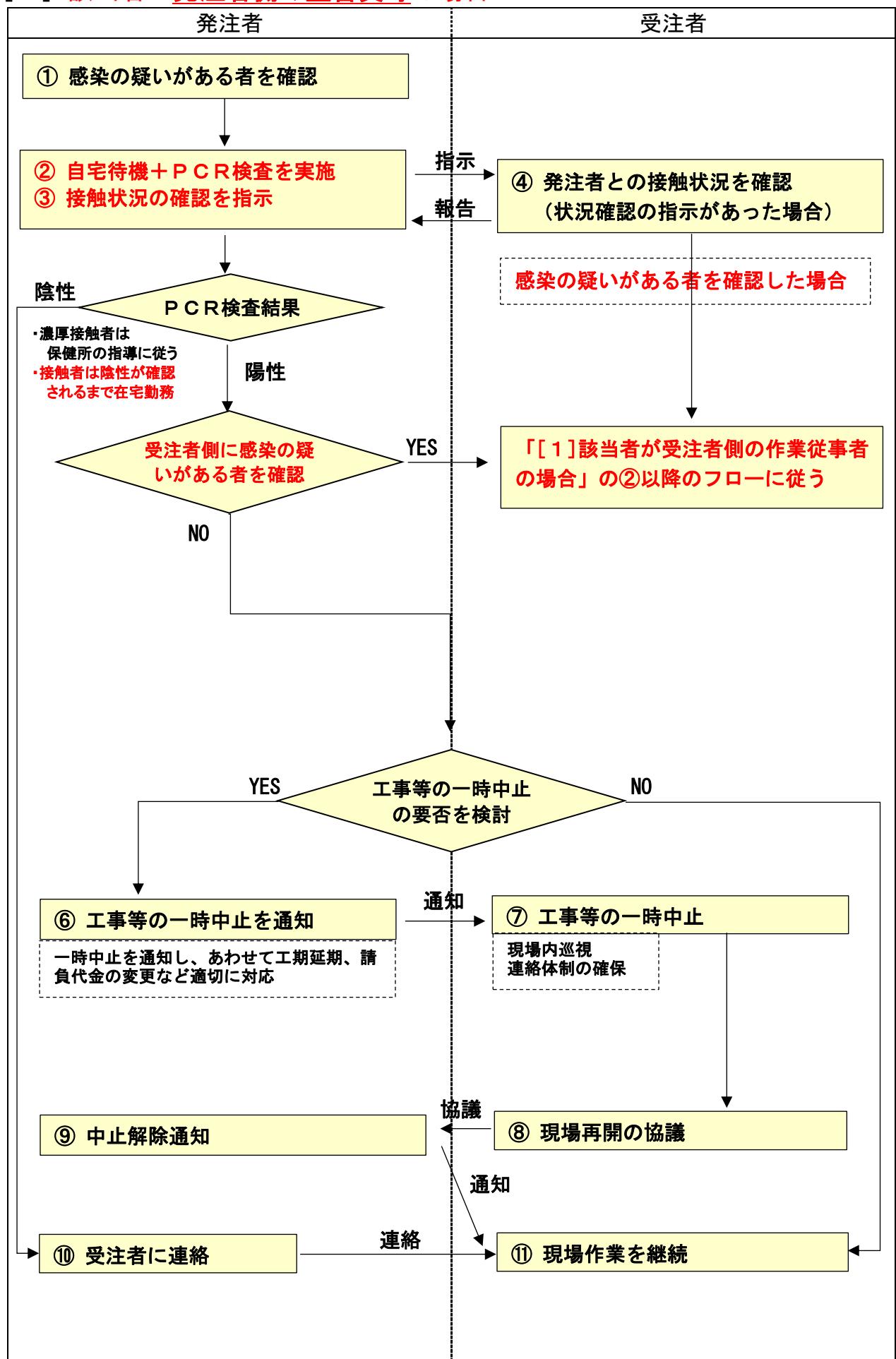
- ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、W E B会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。
イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。
 - ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
 - ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
 - ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
 - ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合



[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「**3つの密(密閉・密集・密接)**」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653

厚労省 コロナ

検索

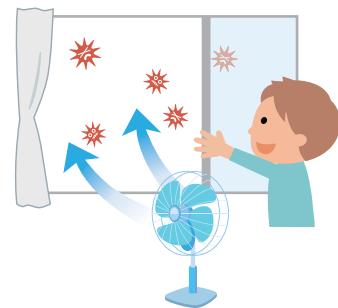


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないとから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人には近づきすぎないよう注意しましょう。

- ・飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、
互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

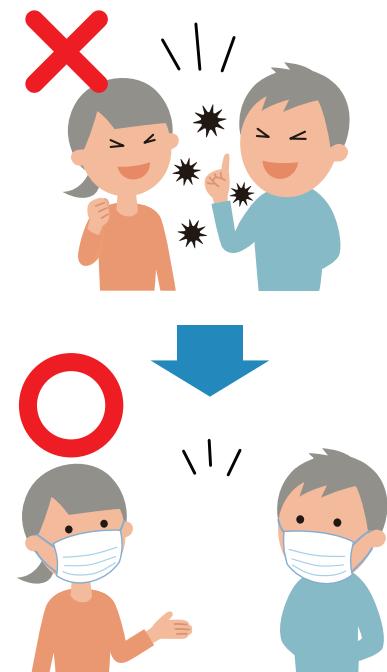
- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛び」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**

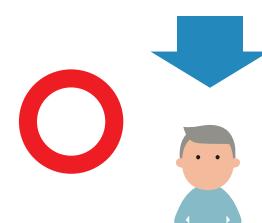


- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛びことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。

注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。



- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。



- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



現場説明書（一般的事項）

1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県西部圏域内及び県内業者（以下「圏域内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は圏域内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる圏域内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは圏域内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
- ① 県西部圏域内産の資材がある場合は、圏域内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
- ② 県外産の資材を使用する場合は、圏域内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「圏域内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。圏域内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について圏域内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第59条、第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。
- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
- (8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後1ヶ月以内に提出しなければならない。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができるることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するよう努めること。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用することとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) この工事の受注者が、同一敷地内において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を調整したもので変更契約することができる。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。